

鳴門市物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、鳴門市が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札並びに随意契約（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、小規模契約とは鳴門市が発注する物品の購入、業務委託、小修繕等において、契約内容が軽易で履行の確保が容易であるもののうち、1契約金額が原則として30万円以下の契約をいう。

(入札等に参加することのできない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由のある場合を除くほか、入札等に参加することができない。

- (1) 当該入札等に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

(申請書)

第4条 入札等に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、物品等競争入札及び随意契約参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類（小規模契約を希望の場合は、第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類。）をそれぞれ一部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとき認めるときは、この限りでない。

- (1) 経歴書（様式第2号）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（個人であつて青色申告をしていない者は、省略することができる。）
- (5) 納税証明書
- (6) 使用印鑑届（様式第3号）
- (7) 特約店又は代理店にあつては、それを証明する書面
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあつては、これらを受けていることを証明する書面の写し
- (9) 契約の締結につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、委任状（様式第4号）
- (10) その他市長が特に定める書類

(申請期間)

第4条の2 前条の申請書は、平成28年7月1日から同年8月末日までを最初の期間とする隔年ごとの7月1日から8月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたと

ときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 市長は、前二条の規定により提出された申請書等の内容について審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）については、鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載のうえ、当該申請者に対してその結果を通知するものとする。

3 前項の資格の認定は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、平成28年10月1日を最初の期日とする隔年ごとの10月1日にするものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第3項に定める日から起算して2年間とする。

2 第4条の2ただし書の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、第3条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに、物品等競争入札及び随意契約参加資格審査申請変更届（様式第5号）に第4条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は所在地、商号又は名称、氏名又は代表者の氏名

(2) 登録印鑑又は使用印鑑

(3) 営業種目

(4) 特約店又は代理店契約

(5) 契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任した場合にあっては、その支店、営業所等の所在地若しくは名称又はその代理人

(6) 前五号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

2 申請者は、その営業を休止し、若しくは廃止したとき又はその休止した営業を再開したときは、そ

の旨を書面により市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。